

一者応札・応募に係る改善方策について

平成 21 年 3 月
環境省大臣官房会計課

昨年 12 月 1 日に行政支出総点検会議（座長：茂木友三郎キッコーマン株式会社代表取締役会長 CEO）にて取りまとめられた「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」において、「各府省は、一者応札・応募となった契約を精査した上で、応札者を増やし実質的な競争性を確保するための改善方策を検討し、公表すべきである」との指摘があった。

これを踏まえ、一者応札・応募に係る改善方策を検討するため、本年 2 月に、特定の契約案件（10 事案）について、入札・企画競争説明会に参加した事業者（のべ 35 社）に対し、入札・企画競争に参加しなかった理由や見直しを希望する内容等について緊急アンケートを実施した。

その結果、入札・企画競争に参加しなかった理由として、

- －「専門知識が必要であり、業務を履行できないと判断した」といった、事業者が業務に必要なノウハウ等が整っていない状況をうかがわせるもの
 - －「他の業務と比べ利益率が低い、又は赤字になるおそれがあると判断した」、「必要な技術者を集めるには時間が足りなかった」といった、事業者側の経理や執行体制に係るもの
- など、事業者側の諸事情から入札・企画競争に参加しなかったものがある一方で、発注者である環境省において競争性を確保するために講ずるべきと考えられる貴重な御意見も多くいただいた。

このアンケート結果の内容も踏まえ、下記のとおり、一者応札・応募に対する改善方策を取りまとめた。

記

1. 競争参加資格要件の一層の緩和・改善

総合評価落札方式による入札や企画競争においては、提案書の審査の中で事業者の能力等を評価できるため、競争参加資格として、事業者及びその管理技術者の実績や資格といった要件を原則設けないこととしているが、引き続き厳格に適用することとする。

また、最低価格落札方式による入札については、競争参加資格を設定する

ことは考えられるが、その設定に際しては、①あくまで業務の履行を担保する観点から見て合理的かつ最低限のものとする（入札・企画競争に参加しうる事業者を複数者確保できるものとする）、②誰もが客観的に判断することができる要件とすること、③事業者において証明資料が容易に用意できる内容とすること、とする。

2. 仕様書における業務内容の具体化・明確化等

事業者において適正な入札価格を算出しやすくするとともに、業務に必要な人員を含む執行体制を確定させるなど業務を確実に履行できるかどうかのリスクをなくすため、仕様書に記載される業務内容をできる限り具体化・明確化することとする。

また、業務内容が複雑なものについては、仕様書に業務を実施する上で必要な文献・報告書等を示す、事前に説明会を開催し参加者から広く質問を受け付けるなど、入札・企画競争に参加しやすい環境を整備することとする。特に、前年度の業務実績を踏まえ業務を実施するものについては、前年度の成果報告書が閲覧できるように工夫する一方で、国庫債務負担行為の導入や複数年を前提とした企画競争を実施するなど、計画的かつ継続的に業務ができるようにすることとする。

3. 発注時期の前倒し

競争性を確保することはもとより、十分な時間的余裕をもって事業者が業務を行うことにより所定の成果を得やすくするため、発注時期をこれまでより前倒しするよう努めるとともに、緊急的な調査や冬期にしか調査ができないもの等やむを得ないものを除き、原則12月までには契約を締結することとする。

4. 公告期間の延長

現在、最低価格落札方式による入札による場合は、公告から少なくとも10日間以上後に入札を行う、総合評価落札方式による入札や企画競争においては、公告から少なくとも20日間以上後を提案書・企画書の提出期限としているところである。

事業者に対し、提案書・企画書作成等の十分な検討期間を与えるため、事業内容が複雑なもので契約金額の大きいものについては、適宜公告から入札や提案書の作成までの期間を延長する措置を講ずることとする。

5. 仕様書等の環境省ホームページへの掲載

現在、事業者においては、入札においては3回（入札説明書の受取り、入札説明会への参加及び入札の立ち会い）、企画競争においては2回（企画競争説明書の受取り及び企画競争説明会への参加）環境省を訪れなければならないこととなっており、事業者にとっては手間がかかってしまう。

このため、入札公告と併せて、仕様書を含む入札・企画競争説明書を環境省ホームページに掲載することにより、誰もがいつでも簡単に入札・企画競争説明書を手に入れることができるようにすることとする。

6. 電子入札の適用の拡大

環境省本省においては、紙入札と併せて電子入札を適用しているところであるが、地方環境事務所においては電子入札の適用が不十分な状況であり、遠方から環境省に来ることができない事業者にとっては競争参加の阻害要因となっている。

このため、地方環境事務所においても電子入札の適用を順次拡大していく。

7. 公示書等に契約を予定する事業者名を明記しないこと（参加者確認公募方式のみ）

参加者確認公募方式を行うに当たって、契約を予定する事業者名を明記し、他に参加を希望する事業者がいないか確認することとしていたが、具体的な事業者名を明記することは、他の事業者の応募意欲を阻害する可能性があることから、公示書等に契約を予定する事業者名を記載しないようにする。

8. 第三者機関による監視の強化

「物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会」において、一者応札・応募となった事案を抽出する。

以 上